

「令和元年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定
教育訓練現況報告書（平成 30 年度実績）」報告実施要領

本報告実施要領をよくお読みいただくとともに、“令和元年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（平成 30 年度実績）の提出について（依頼）”（以下「依頼文」という。）に記載したURLまたはQRコード先の「令和元年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（平成 30 年度実績）」（以下「現況報告書」という。）に必要事項をもれなく正確に記入してください。

1 現況報告書の提出が必要となる講座

今回現況報告書の提出が必要となるのは、令和元年 10 月 1 日現在において指定を受けている一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付及び専門実践教育訓練給付の対象（以下それぞれ「一般教育訓練」、「特定一般教育訓練」及び「専門実践教育訓練」という。）講座です。ただし、下記（1）～（3）に該当する講座は提出の必要はありません。（別添 1 の「現況報告書の提出対象講座一覧」参照）

（1） 令和 2 年 3 月 31 日で指定期間が満了となる一般教育訓練の指定講座

このうち、令和 2 年 4 月以降も引き続き当該指定講座の指定を希望する講座については、再指定された場合に限り、当該手続きを行った際に提出のあった教育訓練実施状況調査票により必要な事項の公開を行います。

（2） 令和元年 10 月 1 日以後、廃止届の提出等により指定を受けなくなった一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の講座、又は、令和 2 年 3 月末日迄に廃止を予定している一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の講座（この場合、別途廃止届を提出してください。）。

（3） 令和元年 10 月に新規、再指定された一般教育訓練の指定講座

当該講座については、講座申請時に様式 2 号（3/3）にて前年度修了生に対するアンケートと同じ内容を回答しているため、今回の現況報告書の提出は不要です。

なお、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の新規、再指定講座については、講座申請書類に前年度修了生に対するアンケート項目がないため、今回の調査で現況報告書を提出頂く必要があります。

2 報告の対象

（1） 報告の対象となるのは、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の実績です。

※ 講座指定から 1 年経っていない場合（平成 30 年 10 月及び平成 31 年 4 月に新規指定を受けた場合）であっても報告が必要です。この場合、新規指定を受ける前の期間も含めた 1 年間の実績を記入して下さい。

（2） 報告の対象となる者は、平成 30 年度内に当該講座を修了（＝卒業）した全ての者です。

※ 1 教育訓練給付金の支給対象者・非対象者の区別は関係ありません

※ 2 平成 30 年度に修了者がいない場合でも 0 を記入の上、必ず提出して下さい。

3 記入方法

- (1) 対象講座ごとに ID とパスワードを配布いたしますので、依頼文に掲載する URL または QR コードよりログインし、回答して下さい。
一般教育訓練の指定講座と特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の指定講座とは様式が異なりますので、指定講座をよく確認して下さい。
- (2) 別添 1「現況報告書の提出対象講座一覧」に記載されている講座毎の識別番号、指定講座番号、教育訓練講座名称と、回答画面に表示された識別番号等の情報が一致しているかどうかよく確認して下さい。
- (3) 「対象講座の詳細が分かる URL」欄に記載していただく URL は、今後講座検索システムに掲載いたします。講座を紹介しているページの URL もしくは施設の HP の URL を記載してください。どちらもない場合は、空欄で構いません。

(4) 現況報告書 (1) 「資格取得状況」について

【一般教育訓練】

- ① 平成 30 年度内の受講修了者数
平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) に修了 (=卒業) した全ての者の数
- ② ①のうち目標資格の受験者数
上記①のうち平成 30 年度内に行われた試験を受験した者の数 (ただし、試験日の都合等により、平成 30 年度内の試験を受験できなかった場合は、上記①に該当する者であって令和元年度に行われた試験を受験した者の数を含むことができる。)
- ③ ②のうち合格者数
上記②のうち平成 30 年度内に行われた試験を合格した者の数 (但し、試験日の都合等により、平成 30 年度内の試験の合格発表がなかった等の場合は、上記②に該当する者であって令和元年度に合格した者の数を含むことができる。)
- ④ 上記資格取得状況を把握出来た者の数
資格を取得できたか否かに関わらず、教育訓練施設として資格取得状況を確認出来た者の数 (例: 10 人のうち 9 人に対して資格取得状況の確認を行い 8 名が資格を取得していた場合には、9 人)

【特定一般教育訓練】

- ① 平成 30 年度内の受講修了者数
平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) に修了 (=卒業) した全ての者の数
- ② ①に係る教育訓練の入講 (入学) 者数
平成 30 年度に修了した者の入講時点の人数
- ③ ①のうち目標資格の受験者数
上記①のうち平成 30 年度内に行われた試験を受験した者の数 (ただし、試験日の都合等により、平成 30 年度内の試験を受験できなかった場合は、上記①に該当する者であって令和元年度に行われた試験を受験した者の数を含むことができる。)
- ④ ③のうち合格者数
上記③のうち平成 30 年度内に行われた試験を合格した者の数 (但し、試験日の都合等により、平成 30 年度内の試験の合格発表がなかった等の場合は、上記③に該当する者であって令和元年度に合格した者の数を含むことができる。)
- ⑤ ②のうち就職者数
上記②のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で本報告書回答日の前日までに

就職した者の数（ただし、臨時的な仕事に就職した者は含めない。）

⑥ ②のうち在職者数

上記②のうち、受講開始時に既に職についていた者で、本報告書回答日の前日も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職についている者で、本報告書回答日の前日までに別の職に転職した者の数

【専門実践教育訓練】

① 平成 30 年度内の受講修了者数

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）に修了（＝卒業）した全ての者の数

② ①に係る教育訓練の入講（入学）者数

平成 30 年度に修了した者の入講時点の人数

③ ①のうち目標資格の受験者数

上記①のうち平成 30 年度内に行われた試験を受験した者の数（ただし、試験日の都合等により、平成 30 年度内の試験を受験できなかった場合は、上記①に該当する者であって令和元年度に行われた試験を受験した者の数を含むことができる。）

④ ③のうち合格者数

上記③のうち平成 30 年度内に行われた試験を合格した者の数（但し、試験日の都合等により、平成 30 年度内の試験の合格発表がなかった等の場合は、上記③に該当する者であって令和元年度に合格した者の数を含むことができる。）

⑤ ②のうち就職者数

上記②のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で本報告書回答日の前日までに就職した者の数（ただし、臨時的な仕事に就職した者は含めない。）

⑥ ②のうち在職者数

上記②のうち、受講開始時に既に職についていた者で、本報告書回答日の前日も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職についている者で、本報告書回答日の前日までに別の職に転職した者の数

⑧ 定員充足率（最新の入学者数／入学定員）

専門職学位課程、専門職大学等（専門職大学、専門職短期大学、専門職学科）の課程、職業実践力育成プログラム（大学院における正規課程）の平成 30 年度における定員充足率

⑨ 機関別評価結果

専門職学位課程、専門職大学等（専門職大学、専門職短期大学、専門職学科）の課程における最新の機関別評価結果

⑩ 専門職大学院又は専門職大学等評価結果

専門職学位課程、専門職大学等（専門職大学、専門職短期大学、専門職学科）の課程における最新の専門職大学等評価結果

(5) 現況報告書（2）「受講修了者による講座の評価等」について

- ・ 各施設において受講修了者全員に対し、別添 2「教育訓練給付指定講座修了者アンケート」の問 1～問 5 と同一の内容によりアンケート調査を行い、回答を集計してください。結果は現況報告書の該当する項目に記入してください。
- ・ アンケート実施に当たっては、郵送・メール・直接配布等、手法は問いませんが、指定講座の修了者全員に対し、別添 2 と同一の質問内容で調査してください。（ただし、問 1 については、他の方法で把握できれば、アンケート項目から省略しても構いません。）

4 その他の留意点

- (1) 今回期限内に現況報告書の提出がされず、さらに別途設定する最終提出期限（2月上旬予定）までに本報告書が提出されなかった講座については、貴施設において今後継続して運営する意思がないものと判断し、その指定講座の指定は令和2年4月末日付けで取消（指定期間満了扱い）としますので、予めご留意願います。
- (2) 現況報告書において、未回答で空欄が多い場合等は、「雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号）」第一項第三号及び第五号に適合しないものとして、当該施設に係る講座の指定を取り消す場合があります。
- (3) この調査はあくまで各指定講座の実績等の現況報告をしていただくものですので、それ以外の報告や変更等を行うものではありません。
講座内容に変更等がある場合は、別途、所要の手続が必要であり、また、廃止を予定している場合は、別途、廃止届の提出が必要ですので、手続に遺漏のないようお願いいたします。
また、記入にあたっては、登録されている名称、内容に基づいて正確に報告して下さい。
- (4) 報告対象講座が複数ある場合は、講座毎に現況報告書をご回答ください。

5 提出期限

令和2年1月9日（木）

6 問い合わせ先

センコービジネスサポート株式会社 （担当）岸上
〒882-0071

宮崎県延岡市天下町 1176-13

Tel 0120-661-553

（平日 9:00～17:00 ※12月28日～1月5日を除く）

「現況報告書」及び「受給者アンケート」のQA表

1. 現況報告書

現況報告書は、本報告実施要領に記載のとおり、令和元年10月1日現在において指定を受けている一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の講座が対象（報告実施要領1（1）～（3）に該当するものは除く）となる定例の報告書類です。

※ 教育訓練施設が報告書を取りまとめて、委託事業者あて提出するものです。

○Q1 修了者アンケートの対象は誰か。本年度、新規講座指定を受けたため、前年度修了生は講座指定前なので報告は不要か。

(A1)

「現況報告書」は、教育訓練給付の受給の有無を問わず前年度に当該講座を修了（＝卒業）した者全員に対してアンケートを行い、「現況報告書」にまとめて報告頂くものになります。このため、前年度に教育訓練の受給者がいない場合や講座指定を受けていない場合であっても、修了生にアンケートを行い、講座全体の実績をまとめてください。

○Q2 修了者アンケートの回答率について、既に卒業して連絡がつかない、仕事などが忙しくアンケートに回答してもらえないなど、回収率が低い場合、講座指定に影響があるのか。

(A2)

新規指定講座については、教育訓練給付の講座申請前に修了生が卒業しており、上記のような事案が生じることもやむを得ないと考えますが、この場合であっても、電話や文書、メールなど何らかの方法で修了生に可能な限り連絡を行い、アンケート回収をお願いいたします。

教育訓練給付を受けていない修了生についても、「現況報告書」の趣旨を説明頂き、アンケートに協力をお願いいたします。

「現況報告書」は毎年度調査回答をお願いするものですが、明示書として受講生等に公開頂く必要のある事項でもあることから、明示書作成のために、前年度の修了者アンケートを用いて、修了生が卒業する前に当該アンケートを回収し、事前に明示書を完成させ、卒業後の就職状況等について、現況報告の依頼があった際に追跡確認するなど、2年目以降は「現況報告書」の事前準備をお願いいたします。

「現況報告書」の回答が毎回0名など、著しく講座の実績把握ができないものについては、講座指定取り消しの対象になりますのでご注意ください。

○Q3 「現況報告書」を期限内に提出しないと当該講座は指定取消になるのか。

(A3)

その通りです。

期限内に「現況報告書」が提出されない場合、本報告書のとりまとめを行っている実施事業者より督促を行い、それでも回答がない講座は、指定取消となります。

施設の住所変更があり、郵便物が届かないなど、施設側と連絡が取れずに期限切れになった場合でも指定取り消しの対象となるため、郵便物の送付先や電話番号等に変更があった場合は、適切に変更届を提出ください。

○Q4 一般教育訓練給付の対象講座として複数指定を受けているが、一部の講座の「現況報告書」依頼が届いていない。

(A4)

今回調査では、①令和2年3月末で指定有効期間が切れる一般教育訓練給付の講座、②令和元年10月に新規、再指定された一般教育訓練給付の対象講座については、①は令和元年11月6日締切の再指定申請で、②は新規又は再指定の申請で様式2号にて前年度修了実績を記載頂いておりますので、報告対象から除いております。

それ以外の一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の指定講座で届いていない講座があれば、書類をお送りしたアンケート実施事業者宛に電話連絡をお願いいたします。

2. 受給者アンケート

「受給者アンケート」は、専門実践教育訓練受給対象者（専門実践教育訓練の講座指定を受けてから令和元年9月30日までに専門実践教育訓練給付金の支給を受けた者）から回答いただく定例のアンケート調査です。本アンケートの調査票は、該当する教育訓練施設から当該受給対象者あてに配布又は送付いただくものです。

※ 受給者が回答した「受給者アンケート」の回答先は委託事業者であり、受給者から直接、委託事業者へ提出するものです。

※※ 本アンケートに該当しない教育訓練施設（一般教育訓練の講座指定しか受けていない又は専門実践教育訓練の指定講座に本アンケートの対象となる受給者がいない等の施設）には、当該「受給者アンケート」の配布又は送付の依頼はありません。

○Q1 「受給者アンケート」の対象者は前年度の専門実践教育訓練給付の受給者のみでよろしいですか。

(A1)

いいえ（「受給者アンケート」と「現況報告書」とでは対象範囲、内容が異なる、違う種類の調査になります（現況報告書は、報告実施要領をご覧ください。）。）。

「受給者アンケート」は、当該講座が専門実践教育訓練給付の講座指定を受けて以降、貴校にて専門実践教育訓練給付の受講証明書（6ヵ月に1回受講生に交付する書類）を交付した全受講生（在校生だけでなく、卒業生も含む）に対して行うものです。

例えば、平成28年10月に講座指定を受け、平成29年4月入学生で5名、平成30年4月入学生で7名に専門実践教育訓練給付に係る受講証明書を交付している場合、5名+7名=12名に「受給者アンケート」をお渡しください。

○Q2 届いた「受給者アンケート」調査票の数（調査票は2枚1組）と実際に受講証明書を交付した枚数に違いがあるがどうすればよいか。複数の講座指定を受けているが、一部の講座にしか「受給者アンケート」調査票が届いていない。依頼に含まれていない講座については、「受給者アンケート」調査票を渡さなくても良いのか。

(A2)

今回お送りしたものは、制度成立時から令和元年9月末までに専門実践教育訓練給付の受給履歴のある講座に対して、ご案内をしております。

このため、令和元年9月末時点で受講証明書を交付したものの、ハローワークで給付審査途中のものなどは今回の「受給者アンケート」調査の対象外となります。

「受給者アンケート」対象者についても、上記のような理由から受講証明書の交付した人数と差異が生じることが想定されます。これに関しては、教育訓練施設側で受講生の受給状況を確認して届いた「受給者アンケート」依頼状の人数分を渡して頂くか、難しい場合は「受給者アンケート」依頼状をコピーして、9月末時点の受講証明書交付者全員に「受給者アンケート」依頼状を配布又はメール等にて送付いただく等、施設側でご対応ください。

以上、ご不明な点は委託事業者又は厚生労働省の担当係までご相談ください。